修学旅行貸切バス借上助成金交付要綱

（趣旨）

**第１条**　鹿児島県修学旅行支援事務局（公益社団法人鹿児島県観光連盟）（以下「事務局」という。）は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少している修学旅行の誘致促進を図るため、県内外の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）が鹿児島県内で修学旅行を実施した場合、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

（助成対象者）

**第２条**　助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、旅行業法（昭和27 年法律第239 号）の規定により登録を受けており、第３条に掲げる要件を全て満たす修学旅行を取り扱う旅行会社とする。

（助成要件）

**第３条**助成金交付の対象となる修学旅行は、次に掲げる条件の全てを満たすものとする。

1. 令和４年４月１日以降に出発し、令和４年１２月３１日までに帰着すること。
2. 鹿児島県内において、見学や体験を実施すること。
3. 鹿児島県内において１泊以上宿泊すること。
4. 県外の学校においては、平成30年度及び令和元年度ともに本県で修学旅行を実施していない学校が実施する修学旅行であること。
5. 当事業で交付された助成金を、旅行申込者である学校に還元すること。

（助成対象経費及び助成金額）

**第４条**　助成金の対象経費及びこれに対する助成金額は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 助成対象経費 | 助成金額 |
| 鹿児島県内で修学旅行を実施する学校が貸切バスを借り上げた際に係る経費  ただし、国や他の自治体によるバス借上に対する助成後の額とする | １日１台あたり50,000円  ただし、助成対象経費が50,000円に満たない場合は、実際に要した費用（1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする） |

※本事業は予算がなくなり次第終了する。

（貸切バス借上に係る経費）

**第５条**　貸切バス借上に係る経費とは、貸切バス借上料とバスガイド費用とする。

（助成金の交付申請）

**第６条**　助成金の交付申請を希望する者は、原則、対象となる修学旅行出発日の７日前までに次に掲げる書類を事務局に提出しなければならない。

1. 修学旅行貸切バス借上助成金交付申請書（別記第１号様式）
2. 修学旅行行程表（計画）

（助成金の交付決定）

**第７条**　助成金等の交付の決定の通知は、助成金交付決定通知書（別記第２号様式）により行うものとする。

（申請内容の変更の報告）



**第８条**　助成対象者は、助成金交付決定通知を受けた後、助成金交付申請書に記載の内容に変更があった場合は事務局に報告しなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りではない。

２　助成金変更申請書は、別記第３号様式によるものとし、その提出期限は変更の理由が生じた日から10日後までの日とする。

３　変更に関する通知について、変更交付決定を行う場合は、変更交付決定通知書（別記第４号様式）により行うものとする。

（中止等の報告）

**第９条**　助成対象者は助成金交付決定通知を受けた後、申請を中止する場合は事務局に報告しなければならない。

２助成金中止申請書は、別記第５号様式によるものとし、その提出期限は中止等の理由が生じた日から10日後までの日とする。

３　中止の承認通知は、助成金中止承認通知書（別記第６号様式）により行うものとする。

（状況報告）

**第10条**　事務局は必要があると認めるときは、助成対象者に対して、助成事業の遂行の状況について、報告を求めることができる。

（実績報告）

**第11条**　助成対象者は、対象となる修学旅行終了日から20日以内に実績報告として次に掲げる書類を事務局に提出しなければならない。

1. 修学旅行貸切バス借上助成金実績報告書（別記第７-１号様式）
2. 修学旅行行程表（最終のもの）
3. 宿泊証明書（別記第７-２号様式）
4. 貸切バス運行引受書の写し

２　国や他の自治体からバス借上に対する助成金を受ける場合は、以下の書類も添付すること。

1. 修学旅行貸切バス助成金額計算書（別記第８号様式）
2. 国や他の自治体から受けるバス借上に対する助成金額が確認できるもの

（助成金額の確定）

**第12条**　事務局は、前条に定める書類の提出を受けた後、その内容を審査し、助成対象者に対し、助成の可否および助成金額を、助成金交付確定通知書（別記第９号様式）により通知するものとする。

（助成金の交付）

**第13条**　助成対象者は、前条の通知受理後、助成金交付確定日から10日以内に助成金交付請求書（別記第10号様式）を事務局に提出しなければならない。

２　第１項の助成金交付請求書に記載する金額は、助成金交付確定通知書の金額のとおりとする。

３　助成金の振込先は、助成対象者名義の口座とする。

（助成金の支払）

**第14条**　事務局は、前条の請求書受理後、助成対象者の指定する口座へ30日以内に助成金を振り込むものとする。

（助成額の交付決定の取消し及び返還）

**第15条**　助成対象者が次に掲げるいずれかに該当する場合、事務局は既に交付した助成金の一部若しくは全部の返還を命ずることができる。

1. 虚偽又は不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
2. その他助成金の交付目的を達成することができないと認められる事由が生じたとき。

（雑則）

**第16条**　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

**附　則**

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。